

Q. 10月から助成金の不支給要件が追加されたそうですが？

A. 一定数以上の特定受給資格者を生じさせた場合、助成金が不支給となります。

本年4月の雇用保険法改正により、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた場合、特定受給資格者と称される受給資格者区分が新たに設けられました。この特定受給資格者を一定数以上生じさせた場合、雇入れ型助成金が不支給になる場合があります。尚、解雇、退職勧奨等の不支給要件は従前どおり適用されます。

この取扱は本年10月1日以降に雇入れられる労働者に関する助成金の支給から適用されます。

不支給要件は？

雇入れ型助成金等の支給対象となる労働者を雇入れた日の原則として前後6ヶ月間の特定受給資格者の数を、事業所における対象労働者雇入れ日の被保険者数で除して得た割合が6%を越える場合には、助成金は支給されません。尚、特定受給資格者の発生数が3人以下である場合には不支給とはなりません。

特定受給資格者とは？

特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕が無く、離職を余儀なくされた受給資格者をいいます。これに該当した場合、失業給付の所定給付日数が手厚くなる等の措置があります。特定受

給資格者に該当するか否かの判断は事業所が行うのではなく公共職業安定所が行います。

被保険者数による取扱例

被保険者数が100人未満の場合、事業所の被保険者数により、不支給となる特定受給資格者の人数が設定されています。

- * 66人以下・・・4人以上
- * 67～83人・・・5人以上
- * 84～99人・・・6人以上

対象となる助成金は？

- ・ 特定求職者雇用開発助成金
- ・ 地域雇用開発促進助成金
- ・ 中小企業雇用創出人材確保助成金
- ・ 中小企業雇用創出雇用管理助成金
- ・ 労働移動支援助成金（仮称）
- ・ 継続雇用定着促進助成金
- ・ 在職者求職活動支援助成金
- ・ 介護人材確保助成金
- ・ 介護雇用管理助成金
- ・ 介護雇用環境整備奨励金
- ・ 介護能力開発給付金
- ・ 沖縄若年者雇用開発助成金

その他の要件

このほかに、労働保険の滞納事業所、不正受給事業所又はそれに準ずる事業所は助成金が支給されない場合があります。

留意点

今回の特定受給資格者数の制限により、雇入れ型助成金の受給には細心な雇用管理が

求められるようになりました。日頃からの労使のコミュニケーションは勿論、採用から退職までの各ステージにおける適切な雇用管理が必要になります。特に雇用の入口と出口である採用・退職時における雇用管理が重要で、ここでの適切な対応でトラブルを防止できるのではないのでしょうか。